



令和4年度

香川おもいやりネットワーク事業取組報告書

— “香川型” 福祉でまちづくりをめざして —

香川おもいやりネットワーク事業とは

地域の方たちが抱える「生活のしづらさ」におもいを寄せ、寄り添い、その方が暮らす地域におもいをめぐらし、地域の様々な課題を社会福祉関係者の連携・協働により受け止め支援し、地域でトータルで支えることのできる仕組みづくりを通じて、お互いおもいやり、支えあうことのできる地域づくりを進めていく取組み(機能・仕組みづくり・支援のツール)である。

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会
社会福祉法人香川県社会福祉協議会

目次

香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景	1
2 香川おもいやりネットワーク事業(機能)のめざすところは	2
3 参加法人の状況	3
4 主な事業の取組み実績	
(1)総合相談・支援事業	7
(2)地域のネットワーク体制づくり	13
(3)地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進	15
(4)総合相談・支援担当者等の研修の実施(人材育成・福祉教育の推進)	21
(5)香川おもいやりネット基金の創設	24
5 香川おもいやりネットワーク事業決算状況	27

参考資料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱	30
香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費	33
香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿(令和5年3月31日現在)	34
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程	35
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿 (令和5年3月31日現在)	36
香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領	37
香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領	40
香川おもいやりネット認定事業実施要領	42

－社会福祉法人施設と社協が連携した「地域における公益的な取組み」－
香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景

地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題・生活課題が深刻化している。

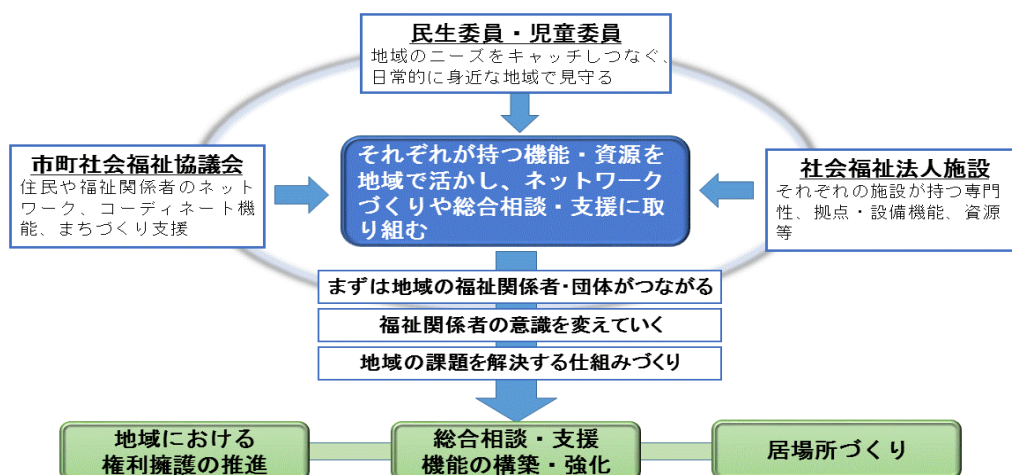
このような課題に対応するため、香川県内の社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等が協働し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりをめざし、香川県社会福祉法人経営者協議会、香川県老人福祉施設協議会、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の4団体で香川県協働プロジェクト委員会を平成26年6月に設置し、香川県としての協働の取組みについて協議を重ねた結果、香川おもいやりネットワーク事業として、平成27年4月から事業に取り組んでいる。

香川おもいやりネットワーク事業では、協議の最初の段階から民生委員・児童委員の方にもメンバーとして加わっていただいている。これは、この事業で民生委員・児童委員が地域で抱える世帯の様々な課題を、社会福祉法人施設や社協が連携して受止めて総合・相談支援につなぐとともに、地域における福祉関係者のネットワークの構築にも重点を置いて事業を進めたいという、プロジェクト関係者の強い思いからくるものであった。

また、全17市町社協がこの事業に参加しており、事業を進めていくうえでのコーディネートの役割を担っている。

香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設や社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かして、民生委員・児童委員等と連携して地域のニーズに対応する取組みであり、国のめざす地域共生社会の実現に向けた取組みとしても、進めてきたところである。

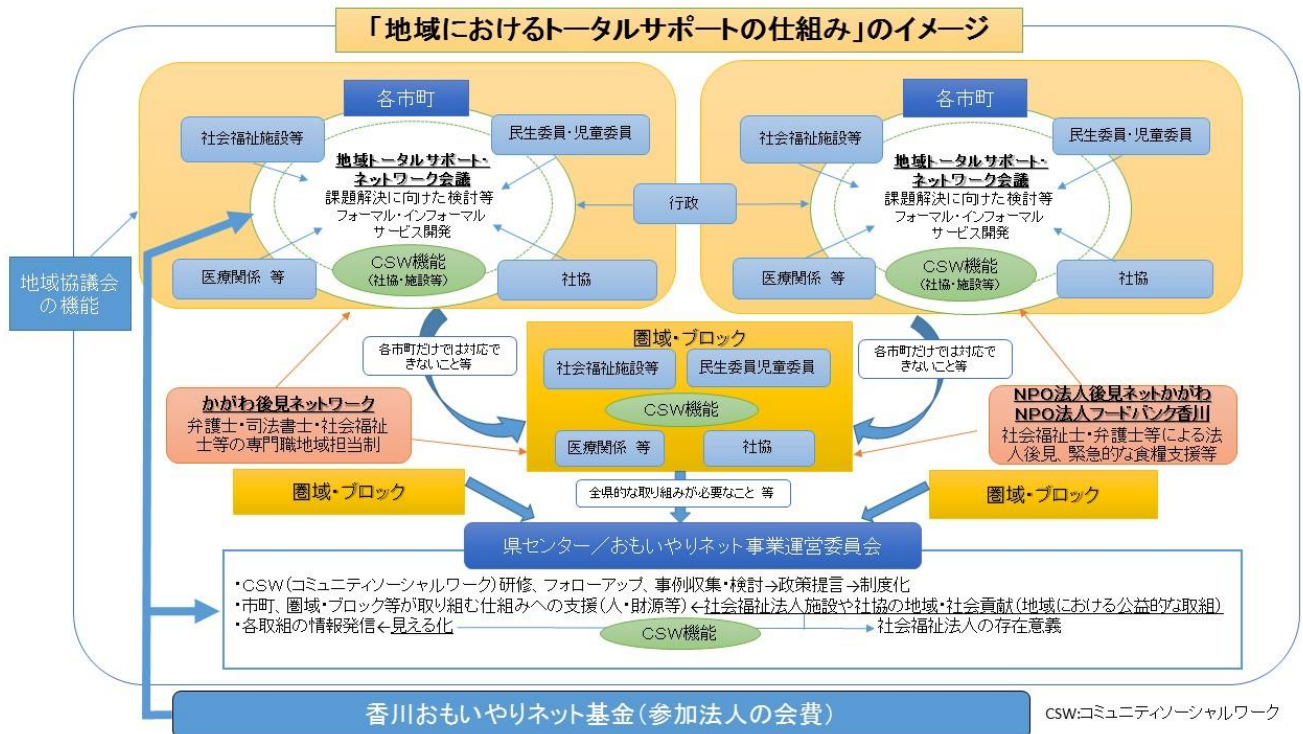
香川おもいやりネットワーク事業の仕組み(機能)



2 香川おもいやりネットワーク事業(機能)のめざすところは

香川おもいやりネットワーク事業は「地域におけるトータルサポートの仕組みづくり」であり、社会福祉法人施設と社協と民生委員・児童委員がつながり地域の課題を解決する協働の取組みを通じて、次の3点をめざしている。

- (1) 事業に参加する社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等それぞれが持つ機能を活かして、地域のあらゆる福祉課題・生活課題を受け止めるネットワークをつくり、つなぎ、つながり地域で課題を解決する仕組みをつくる。
- (2) 支援を必要とする方たちの、地域での自立生活をトータルで支える仕組み(総合相談・支援の取組み)をつくる。
- (3) この事業は、社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務として規定されている「地域における公益的な取組」として実施するものであり、地域のセーフティネットとしての役割を社会福祉法人が主体的に担う。



また、香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設が中心となって全国的展開されている「生活困窮者レスキュー事業」と言われている経済的支援(現物給付)やワンストップ型の総合相談・支援事業をベースにしているが、施設や民生委員・児童委員のネットワークを大事にしつつ、次の点を特徴としている。

- (1) 事業の立上げの段階から推進まで、民生委員・児童委員に参画・協力いただいている。
⇒民生委員・児童委員と社会福祉施設、社協がつながる仕組みである。
- (2) 17市町社協全てが事業に参画し、各市町のコーディネート(プラットフォーム)の機能を担っている。
- (3) 事業ではなく仕組みづくりであり、機能である。制度の狭間の制度ではない。

(4)生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、成年後見事業
(法人後見)等と一体的に取り組んでいる。

3 参加法人の状況

(1)参画法人数 79 法人/194 法人(令和 5 年 3 月 31 日現在)

加入率 40.7%

【内訳】 98 施設・18 県市町社協、計 116 か所

特別養護老ホーム 40、介護老人保健施設 5、養護老人ホーム 3、
軽費老人ホーム・ケアハウス 8、障害者支援施設(入所)12、
障害福祉サービス事業所(通所)12、救護施設 1、保育所・こども園 11、
その他の施設 6(老人介護支援センター1、老人デイサービス事業所 2、
高齢者複合施設 2、無料低額宿泊所 1)、県市町社協 18

(2)参画法人数等の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
法人数 (%)	57 (30.5)	66 (34.9)	78 (40.6)	79 (41.1)	80 (41.6)	79 (40.9)	79 (40.9)	79 (40.7)
社会法人福 祉施設数	69	79	96	98	99	98	98	99
県・市町 社協数	18	18	18	18	18	18	18	18

- 令和 4 年度加入法人・施設 なし
- 令和 4 年度脱退法人・施設 なし

香川おもいやりネットワーク事業 加入申込法人(施設・社協) 一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

No.	施設所在 市町名	社会福祉施設・社協名	施設等 種別	社会福祉法人名	法人本部所 在 市町名
1	高松市	さぬき	養護	さぬき	高松市
2		あぜりあ園	養護	はつき会	高松市
3		岡本荘	特養	香東園	高松市
4		弘恩苑	特養	弘善会	高松市
5		すみれ荘	特養	はつき会	高松市
6		さくら荘	特養	はつき会	高松市
7		おりいぶ荘	特養	はつき会	高松市
8		桜樹苑	特養	はつき会	高松市
9		大寿苑	特養	大寿庵	高松市
10		花みずき	軽費	はつき会	高松市
11		サンリッチ屋島	軽費	瑞祥会	東かがわ市
12		サンライズ屋島	老健	ルボア	高松市

13		サン未来	障害入所	瑞祥会	東かがわ市
14		ウインドヒル	障害入所	ポム・ド・パン	高松市
15		すずらん	障害通所	朝日園	高松市
16		朝日平成園	障害通所	朝日園	高松市
17		いずみこども園	保育	いずみ保育園	高松市
18		生活支援センター高松 希	その他	いずみ保育園	高松市
19		さくら伏石保育園	保育	はつき会	高松市
20		かがわ総合リハビリテーションセンター	障害入所	かがわ総合リハビリテーションセンター	高松市
21		扇寿	特養	まほろば福祉会	高松市
22		竜雲舜虹苑	特養	竜雲学園	高松市
23		あかね	特養	光寿会	高松市
24		サマリヤ西春日	その他	サマリヤ	高松市
25		障害福祉サービス事業ぎんせいワーク	障害通所	銀星の家	高松市
26		シオンの丘ホーム	特養	牧羊会	高松市
27		春日こども園	保育	未知の会	高松市
28		ヌーベル木太	その他	祐正福祉会	さぬき市
29		支援センタードリーム	障害通所	ウルカ福祉会	高松市
30		高松市社会福祉協議会	社協	高松市社会福祉協議会	高松市
31	丸亀市	土器川荘	養護	鵜足津福祉会	宇多津町
32		青の山荘	特養	宝樹園	丸亀市
33		たるみ荘	特養	博安会	丸亀市
34		丸亀さんさん荘	障害入所	うぶすな会	丸亀市
35		今津荘	特養	鵜足津福祉会	宇多津町
36		紅山荘	特養	禱友会	丸亀市
37		マイルドハート丸亀	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
38		香川県ふじみ園	障害入所	香川県社会福祉事業団	丸亀市
39		土器川タウン	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
40		萬象園	救護	萬象園	丸亀市
41		珠光園	特養	厚仁会	丸亀市
42		丸亀市社会福祉協議会	社協	丸亀市社会福祉協議会	丸亀市
43	坂出市	聖マルチンの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
44		マイルドハート坂出	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
45		楽笑	障害通所	楽笑福祉会	坂出市
46		瀬戸療護園	障害入所	瀬戸福祉会	坂出市
47		きやま	特養	敬世会	坂出市
48		愛生苑	特養	永世会	坂出市
49		わかたけ	障害通所	若竹会	坂出市

50		坂出市社会福祉協議会	社協	坂出市社会福祉協議会	坂出市
51	善通寺市	仙遊荘	特養	善通寺福祉会	善通寺市
52		白百合荘	特養	白百合福祉会	善通寺市
53		明日香	特養	千周会	善通寺市
54		善通寺希望の家	障害通所	希望の家	善通寺市
55		吉原保育所	保育	愛和福祉会	観音寺市
56		善通寺市社会福祉協議会	社協	善通寺市社会福祉協議会	善通寺市
57		観音寺市	丸山作業所	障害通所	三豊広域福祉会
58	はがみ苑老人介護支援センター		その他	観音寺福祉会	観音寺市
59	支援センターウィズ		障害通所	ラーフ	観音寺市
60	柞田保育所		保育	柞田福祉会	観音寺市
61	観音寺ふたば保育園		保育	観音寺ふたば福祉会	観音寺市
62	観音寺中部保育園		保育	ときわ福祉会	観音寺市
63	高室保育園		保育	高室福祉会	観音寺市
64	くれよん保育園		保育	花みずき福祉会	観音寺市
65	愛和保育園		保育	愛和福祉会	観音寺市
66	観音寺市社会福祉協議会		社協	観音寺市社会福祉協議会	観音寺市
67	さぬき市		志度玉浦園	特養	志度玉浦園
68		香東園	特養	香東園	高松市
69		ゆたか荘	特養	長尾福祉会	さぬき市
70		ハーティヴィラ亀鶴	その他	長尾福祉会	さぬき市
71		さわやかホーム	特養	津田福祉会	さぬき市
72		ヌーベルさんがわ	老健	祐正福祉会	さぬき市
73		真清水荘	障害入所	祐正福祉会	さぬき市
74		さぬき市社会福祉協議会	社協	さぬき市社会福祉協議会	さぬき市
75	東かがわ市	引田荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
76		湊荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
77		絹島荘	特養	香東園	高松市
78		サンパール白鳥	軽費	瑞祥会	東かがわ市
79		リリック・ケアセンター	老健	瑞祥会	東かがわ市
80		ケアハウスひまわり	軽費	三本松福祉会	東かがわ市
81		ひまわり	老健	三本松福祉会	東かがわ市
82		東かがわ市社会福祉協議会	社協	東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市
83	三豊市	障害者支援施設みとよ荘	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
84		障害者支援施設高瀬荘	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
85		三豊市社会福祉協議会	社協	三豊市社会福祉協議会	三豊市
86	土庄町	あづき	特養	明和会	小豆島町

87		ひまわりの家	障害通所	ひまわり福祉会	土庄町
88		土庄保育園	保育	聖愛財団	土庄町
89		土庄町社会福祉協議会	社協	土庄町社会福祉協議会	土庄町
90	小豆島町	マリアの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
91		リベラルサンシャイン	特養	サンシャイン会	小豆島町
92		シーサイドサンシャイン	軽費	サンシャイン会	小豆島町
93		小豆島町社会福祉協議会	社協	小豆島町社会福祉協議会	小豆島町
94	三木町	朝日園	障害入所	朝日園	高松市
95		白山山荘	特養	木田福祉会	三木町
96		ヌーベル三木	その他	祐正福祉会	さぬき市
97		三木町社会福祉協議会	社協	三木町社会福祉協議会	三木町
98	直島町	レファシード直島	特養	ことぶき会	直島町
99		直島町社会福祉協議会	社協	直島町社会福祉協議会	直島町
100	宇多津町	寿楽荘	特養	鵜足津福祉会	宇多津町
101		マイルドハート21	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
102		ライトハートいきいき荘	老健	鵜足津福祉会	宇多津町
103		エコランド鵜足津	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
104		宇多津町社会福祉協議会	社協	宇多津町社会福祉協議会	宇多津町
105	綾川町	松林荘	特養	福寿会	綾川町
106		楽々苑	特養	共済会	綾川町
107		竜雲少年農場	障害入所	竜雲学園	高松市
108		綾川町社会福祉協議会	社協	綾川町社会福祉協議会	綾川町
109	琴平町	琴平町社会福祉協議会	社協	琴平町社会福祉協議会	琴平町
110	多度津町	桃陵苑	特養	多度津福祉会	多度津町
111		多度津町社会福祉協議会	社協	多度津町社会福祉協議会	多度津町
112	まんのう町	満濃荘	特養	正友会	まんのう町
113		仲南荘	特養	正友会	まんのう町
114		障害福祉サービス事業所かりん園	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
115		まんのう町社会福祉協議会	社協	まんのう町社会福祉協議会	まんのう町
116	香川県	香川県社会福祉協議会	社協	香川県社会福祉協議会	高松市

(3) 協力会員の状況について

1 団体(令和5年3月31日)

・株式会社幸楽苑(さぬき市)

4 主な事業の取組み実績

1 総合相談・支援事業

参画社会福祉法人施設と社協に相談・支援担当者を配置し、様々な「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、施設と社協が持つ強み(機能・資源)を活かし連携・協働して、制度につないだり、必要に応じて緊急的な支援である現物給付を行い、民生委員・児童委員等と協力しながら、総合相談・支援活動に取り組む。支援に当たっては、本人の自立に向けた支援策を検討する「地域トータルサポート会議」を市町ごとに開催する。

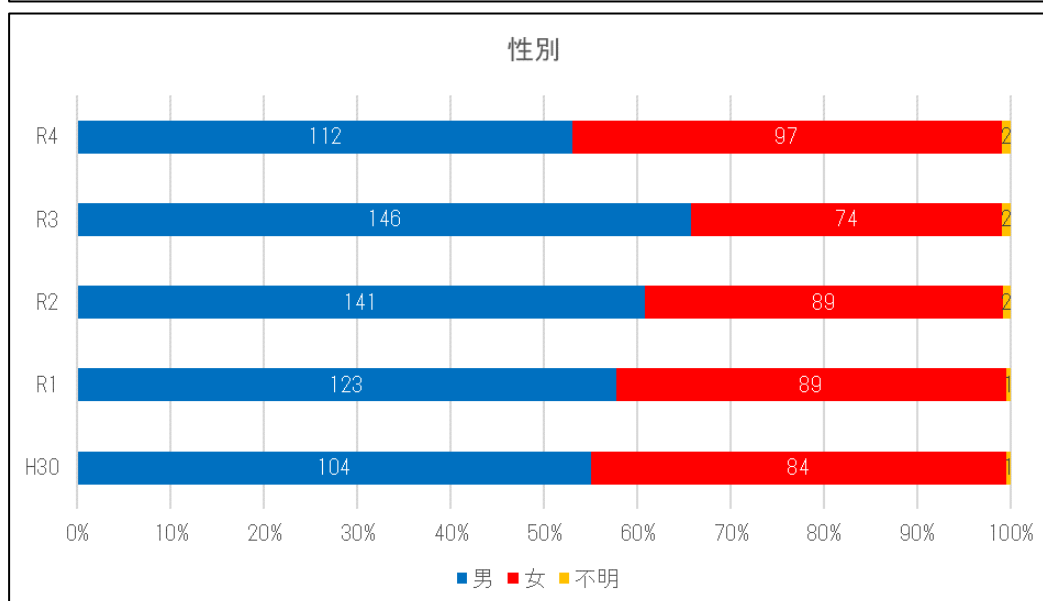
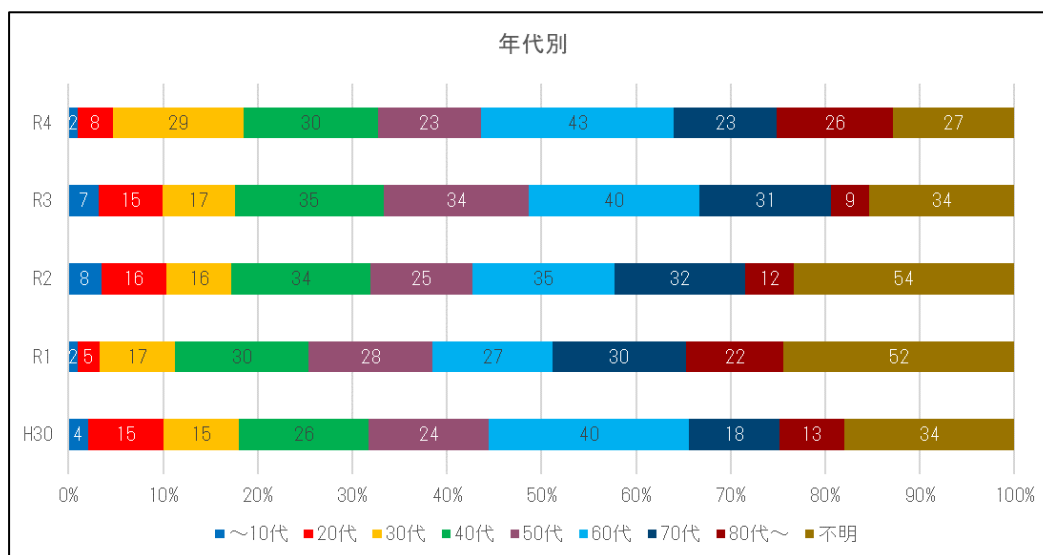
(1) 総合相談・支援実績

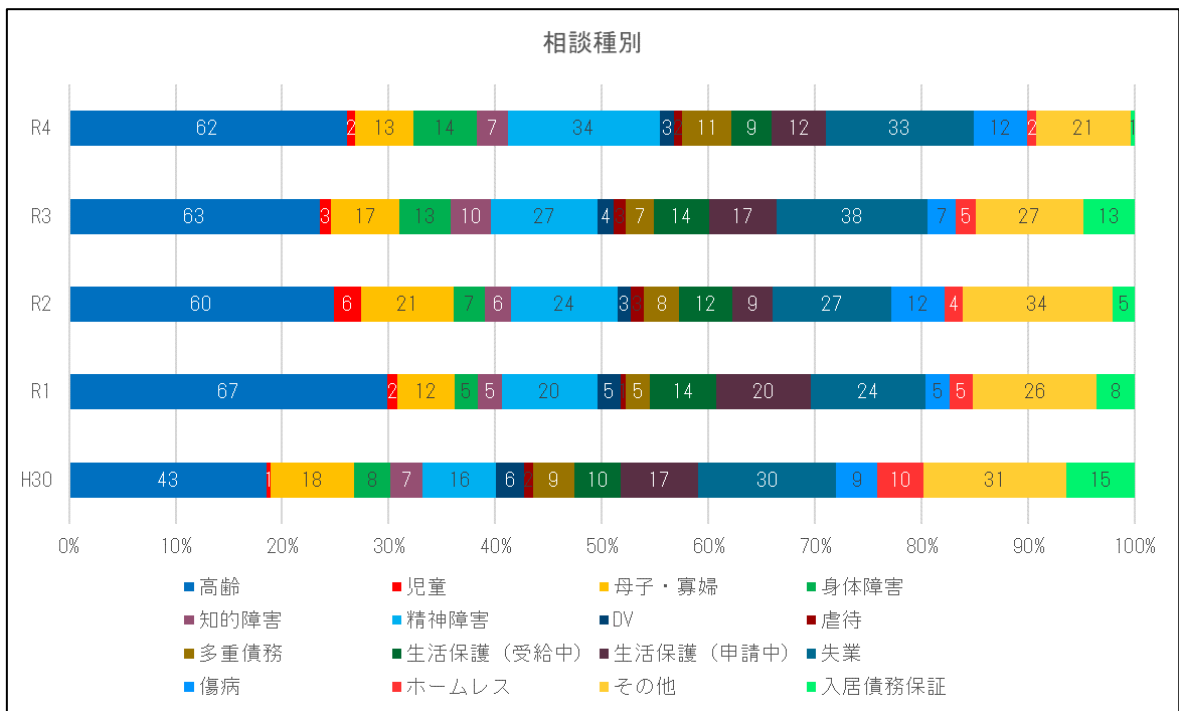
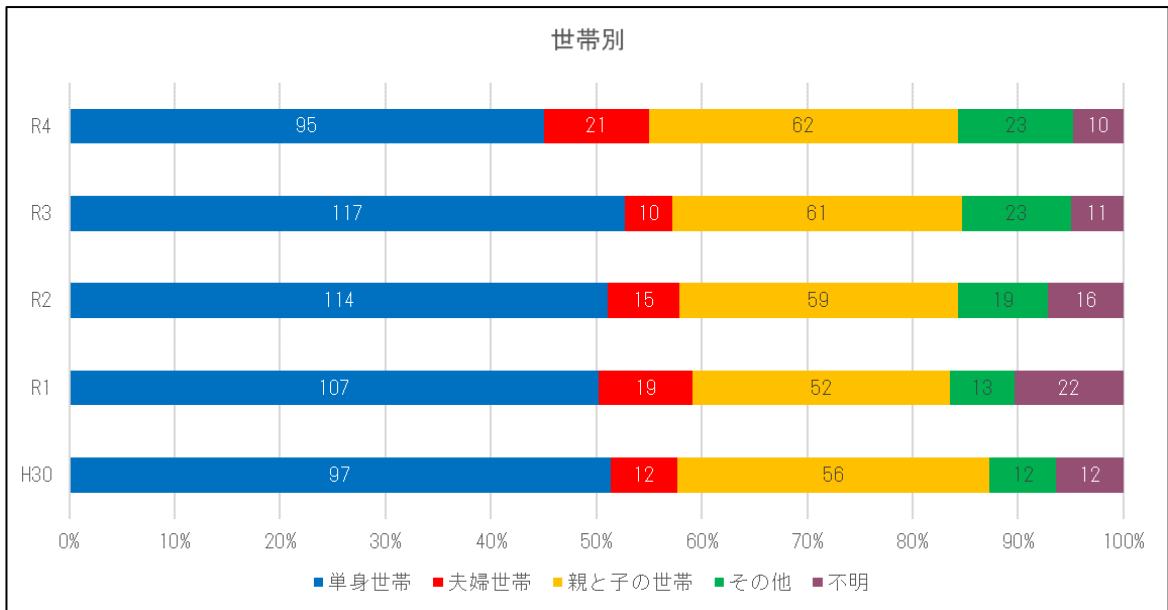
① 相談件数

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
新規 相談・支援件数	189 (690)	213 (903)	232 (1,135)	222 (1,357)	211 (1,568)

※()内、累計

② 相談件数(グラフ)



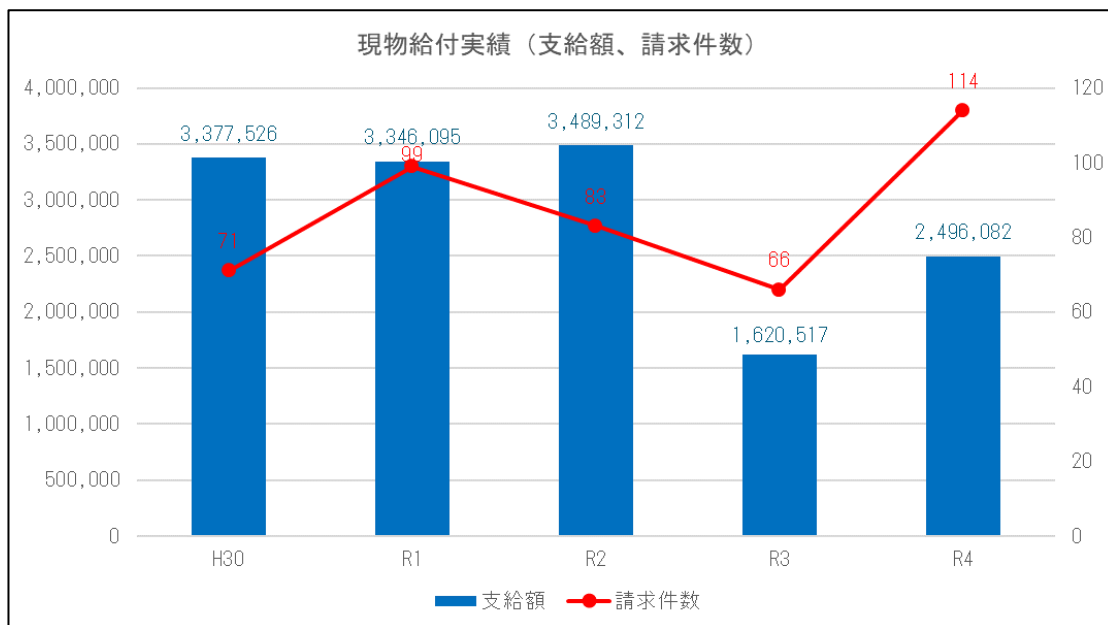


(2) 現物給付等の状況

① 現物給付実績

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
請求 件数	71 (299)	99 (398)	83 (471)	66 (537)	114 (651)
支給額 (円)	3,377,526 (10,919,047)	3,346,095 (14,265,142)	3,489,312 (17,754,454)	1,620,517 (19,374,971)	2,496,082 (21,871,053)

※()内、累計。



② 現物給付の月別金額

(円)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	累計 (H27～)
4月	543,362	62,588	34,429	64,956	67,223	1,300,607
5月	111,539	238,161	613,958	209,638	360,639	1,989,818
6月	125,592	408,378	362,351	230,545	234,791	2,111,271
7月	66,512	85,133	276,602	36,618	269,170	993,258
8月	298,849	104,604	214,786	6,459	253,331	1,129,937
9月	136,558	335,486	166,164	474,432	244,451	1,836,514
10月	304,519	257,583	488,701	15,658	0	1,329,137
11月	44,332	223,560	4,596	77,096	164,739	784,342
12月	320,973	377,495	249,945	79,692	133,202	1,795,668
1月	83,986	34,704	117,631	147,643	302,655	1,226,323
2月	552,593	272,179	371,270	94,958	0	1,900,988
3月	788,711	946,224	588,879	182,822	465,881	5,473,190
合計	3,377,526	3,346,095	3,489,312	1,620,517	2,496,082	21,871,053

③ 現物給付の費目別金額

(円)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
家賃・住宅費用	1,352,759	609,910	895,172	346,442	681,120
電気料金	458,017	646,845	627,288	456,832	533,185
携帯電話等通信料	660,533	249,980	435,046	48,834	344,070
ガス料金	129,729	103,858	100,439	35,373	154,591
食材・食品購入費	118,540	66,189	116,274	82,692	82,069
税金滞納分支払費	0	260,700	2,400	12,100	0
施設利用料	21,140	68,520	22,385	28,358	262,765
水道料金	49,028	29,203	75,316	78,745	57,446
ガソリン代	-	-	-	-	26,104
その他(※)	587,780	1,310,890	1,214,992	531,141	354,732
計	3,377,526	3,346,095	3,489,312	1,620,517	2,496,082

現物給付の品目別金額(H27年度～累計)

費目	合計
家賃・住宅入居費用	5,615,877
電気料金	3,628,061
携帯電話等通信料	2,398,643
ガス料金	947,447
食材・食品購入費	910,758
税金滞納分支払費用	385,300
施設利用料	510,274
水道料金	451,365
ガソリン代	26,104
その他 ※	6,997,224
合計	21,871,053

※ その他

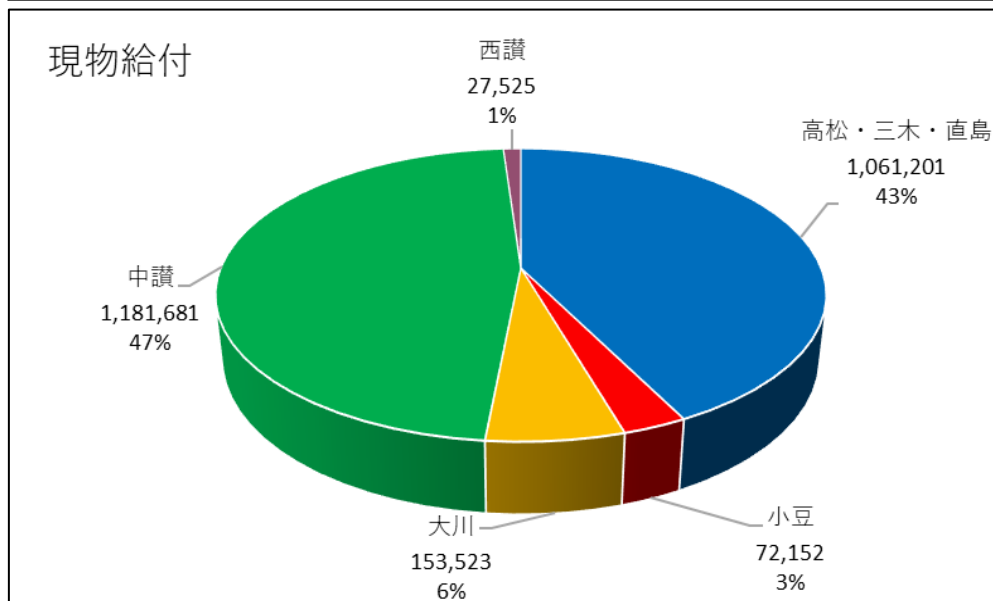
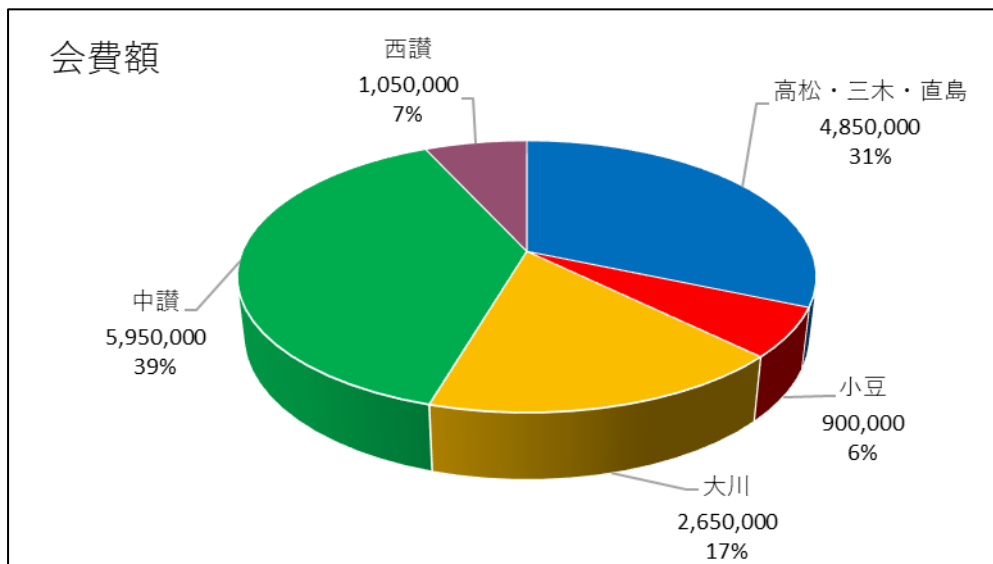
住民票、ごみ処理代、医療費、自転車、交通費、PCR検査代、振込手数料、通帳再発行手数料、後見申立費用、設備設置費 等

④ 現物給付の市町別金額

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	累計 (H27～)
高松市	1,049,791	693,324	822,203	579,294	867,902	5,265,068
丸亀市	207,163	116,895	358,841	6,987	114,020	1,579,675
坂出市	153,128	44,807	555,323	0	0	1,156,930
善通寺市	37,603	53,824	2,200	0	120,054	323,543
観音寺市	34,844	76,792	106,586	0	22,085	370,918

さぬき市	832,444	630,996	509,533	438,601	137,304	4,514,118
東かがわ市	27,009	0	90,676	1,100	16,219	307,758
三豊市	0	0	0	0	5,440	248,854
土庄町	25,303	62,061	55,368	16,361	54,841	257,397
小豆島町	0	0	0	0	17,311	171,520
三木町	150,786	197,019	36,830	20,119	193,299	667,775
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	164,631	564,510	552,701	14,237	117,369	1,493,723
綾川町	392,240	0	0	115,717	0	954,061
琴平町	182,972	693,298	344,634	186,590	174,011	3,005,604
多度津町	112,598	87,060	5,566	155,194	450,790	998,197
まんのう町	7,014	125,509	48,851	86,317	205,437	555,912
合計	3,377,526	3,346,095	3,489,312	1,620,517	2,496,082	21,871,053

○令和4年度 各圏域の状況



総合相談・支援の流れ

発見 連絡

支援を必要とする方を発見し、連絡します

「生活のしづらさ」を抱える方は、自ら「SOS」を発することができないことも多く、また、支援を拒否することもあります。地域の民生委員・児童委員をはじめとする幅広い福祉・医療関係者が、支援を必要としている方の発見につとめ、地域で「香川おもいやりネットワーク事業」に取り組む社会福祉法人施設や市町社会福祉協議会に連絡します。

- 市町行政 ○社協
- 地域包括支援センター
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉施設
- 児童相談所
- 医療関係者
- 地域住民 等

訪問 相談

行って、見て、聞いて状況を把握します

社会福祉法人施設や社会福祉協議会に配置されている相談・支援担当者が連携しながら、本人を訪問して状況を確認します。

制度 検討

適用できる既存制度がないか検討します

既存の制度が使えるか検討するとともに、相談・支援担当者や行政・福祉・医療関係者が連携して、地域トータルサポート会議を開催し、本人及びその世帯の自立に向けての支援計画（支援の目標に基づく当面の支援と継続的な支援内容等）を作成します。

- 生活保護制度
- 介護保険制度
- 生活困窮者自立支援制度
- 障害者自立支援制度
- 成年後見制度
- 生活福祉資金貸付
- 日常生活自立支援事業
- 無料低額診療事業
- 無料低額宿泊所

相談

制度・サービスにつなぎます

既存の制度がある場合は制度につなぐなどし、制度がない場合は支援の方法をさらに検討し、継続的に訪問・相談を行うなどし、さらには経済的支援についても検討します。

経済的 支援

経済的支援(現物給付)を検討・実施します

どの制度でも適用できない、または緊急を要する場合、まずは社会福祉施設や社会福祉協議会が持つ社会資源（食料や入浴、住まい等）やフードバンク等を活用して対応し、そのうえで現物支給による経済的支援（食材費や日用品費等）が行われます。

見守り

継続的に見守ります

本人の地域での自立をめざした生活を、社会福祉施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係者が継続的に見守り（訪問）、あるいは地域住民の協力も得ながら、相談を行うなどトータルにサポートしていきます。

社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等社会福祉関係者の支援のネットワーク

2 地域のネットワーク体制づくり

市町社協が中心となり、市町ごとに社会福祉法人施設や民生委員・児童委員など福祉関係者の地域ネットワーク会議(連携・協働の場づくり)を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくります。

(1) 地域ネットワーク会議の開催状況

地域のネットワーク構築に向けて、各市町においてネットワーク会議等を開催した。

○ 令和4年度 開催状況

市町名	開催日	参加者	主な内容
丸亀市	令和5年3月24日	35名	・施設におけるBCP策定の講演実施 ・おもいやりネットワーク事業の広報
さぬき市	令和4年6月14日	32名	代表者会・実務者会
	令和4年4月27日	16名	個別ケース検討会 ・ケース検討及び報告
	5月23日	20名	
	6月27日	17名	
	7月27日	16名	
	8月31日	16名	
	9月28日	14名	
	10月26日	17名	
	11月28日	17名	
	12月19日	15名	
令和5年1月26日	16名		
	2月27日	15名	
	3月20日	15名	
	令和4年11月26日	33名	さぬき市福祉避難所研修会
東かがわ市	令和4年7月14日	14名	意見交換、情報提供 ・福祉介護共同送迎サービスの紹介
三豊市	令和4年6月24日	11名	意見交換、情報提供 ・事例紹介 ・近隣迷惑、苦情 ・気になる方の見守り等について ・困難事例の共有について
	10月6日	11名	
	令和5年3月24日	12名	
土庄町	令和4年4月13日	24名	各施設間の情報交換・共有・相談 今後の実施事業について ※1 代表者会 ※2 実務者会、これ以外は地域ネットワーク会議
小豆島町	5月11日	16名	
	6月8日	15名	
	7月13日	15名	
	7月26日※1	14名	
	8月10日	14名	
	8月16日※2	11名	

土庄町 小豆島町	令和4年9月14日 10月12日 11月9日 12月14日 令和5年1月11日 2月8日 3月7日	14名 15名 11名 10名 15名 10名 13名	
宇多津町	令和4年11月12日	11名	おもいやりネットワークの現状と今後の活動について 巡回訪問について
琴平町 まんのう町	令和4年7月1日 11月4日 令和5年3月3日	12名 8名 10名	・おもいやりネットワーク活動状況 ・活動報告や今期の活動計画 ・法人間で連携できる活動について
多度津町	令和4年6月28日	31名	「キーパーソンの居ない方を地域で受け止めるために」（2回目） 職種(機関)別にグループ分けし、架空の事例についてそれぞれの立場で大切にすべき事、相談先(連携先)、できる事を話し合った。

3 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

社会資源のリストづくり(相談窓口や社会福祉施設・社協が提供できる資源等のリストづくり)を行わずは活用し、さらには地域にない必要な資源や新しいサービスを研究・開発し、支援につなげていく。

また、地域の居場所づくり(世代や分野を超えた居場所づくり)や、地域の権利擁護(成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等)の推進に、順次取り組む。

(1) 香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業の実施

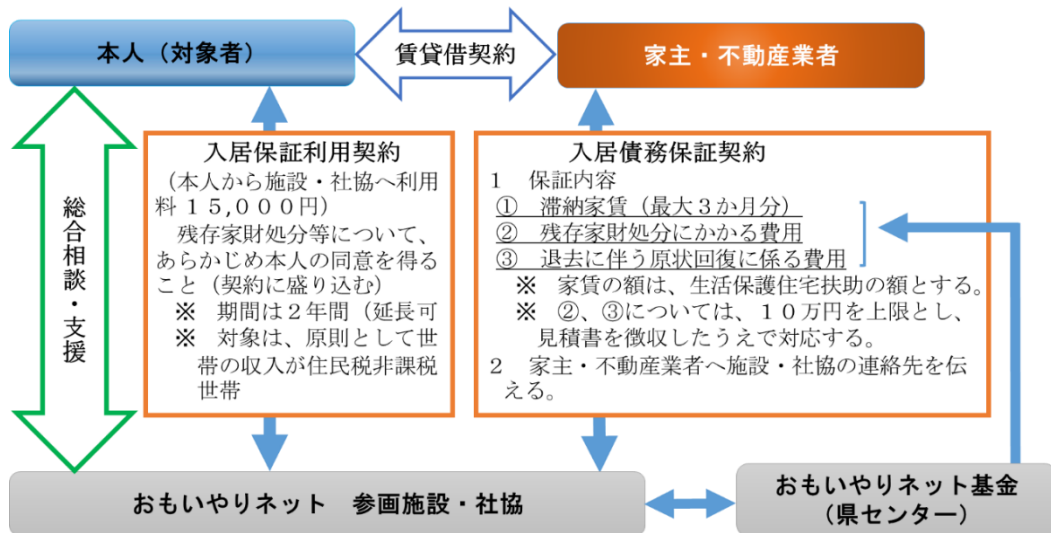
○ 香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業とは

家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社協が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的に、平成28年3月からモデル事業として取り組んでいる。

・入居債務保証支援モデル事業利用状況(令和5年3月31日)

契約件数 68件(内、28件解約済)

香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業 利用のながれ(仕組み)



(2) 居住支援の取組み

居住支援協議会へ参加し、関係機関・団体との連携、情報共有を図った。

(3)香川おもいやりネット認定事業(居場所づくり等モデル事業)の実績

これまでの総合相談・支援事業の中から見えてきた地域の課題等に対応するため、「居場所づくり等モデル事業」として実施してきた地域ごとに創意工夫した居場所づくり等の取組みを、事業運営委員会の認定のうえ取り組む「認定事業」として実施し、1事業が実施する場合は10万円まで、複数の事業所が連携して実施する場合は20万円までの助成を行うように要綱を変更し、事業を実施した。

○令和4年度実施状況

事業所名	事業名	取組みの背景、活動内容とその効果		
1 地域のつながりづくり				
(1) 食を通じたつながり				
① 絹島荘	絹島スマイル食堂	取組の背景	一人暮らしの方が増え、住民の困りごとの一つに食事の確保があった。豊かな食事と誰かと一緒に食べる時間を作れないかと考え、取組みを開始した。	
		活動内容	地域サロン会等にご依頼があればお弁当をお届けし、少しの時間でも交流する時間があれば、献立の説明や栄養のちょっとしたお話をします。	
		効果	サロン等で家庭の味、季節感のあるお弁当を提供でき、みんなで食べる楽しさを感じてもらうことができた。	
② ヌーベルさんがわ・ニューベルかんざき	フリースペース事業 他	取組の背景	地域の民生委員・児童委員等との情報交換において、子どもの居場所や食事のことなどの課題が見えてきた。	
		活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースペース：コミュニティカフェヌーベルかんざきを拠点に、子どもの居場所づくり、学習支援、こども食堂の実施（毎週土曜日） ・児童館延長預かり支援・昼食のお弁当支援 ・フリースペース：ニューベルさんがわで、居場所・食事支援 	
		効果	社協からの相談で、家庭の事情等から昼食を食べることができなかった高校生にお弁当を渡す支援を実施。食を通じた関わりの中で、本人の表情も明るくなり、将来のことも話ができるようになるなどの変化があった。また、関わった職員も今まで以上にやりがいを感じながら活動できるようになった。	
(2) 多世代交流				
① ヌーベル木太	木太町育成会行事	取組の背景	コロナによる影響で、地域行事等が自粛・縮小したことにより、住民同士のつながりが減少している。	

			活動内容	育成会の畑とヌーベル木太で育てたさつま芋を、子ども達とデイサービス利用者が一緒に収穫し、焼き芋をして交流を図る。
			効果	事前に育成会役員や保護者と何度も打合せを重ねる中で、地域とのつながりもでき、また、子どもたちにとっても、コロナ禍で交流できるよい機会となった。
②	ヌーベル木太	高須子ども会 行事	取組の背景	コロナによる影響で、地域行事等が自粛・縮小したことにより、住民同士のつながりが減少している。
			活動内容	高須子ども会の年間行事である餅つきを、デイサービス利用者と一緒にやる。
			効果	事前に育成会役員や保護者と何度も打合せを重ねる中で、地域とのつながりもでき、また、子どもたちにとっても、コロナ禍で交流できるよい機会となった。
(3) 居場所づくり				
①	絹島荘	認知症カフェ 『結の会』	取組の背景	高齢化、核家族化が進む中で、認知症になっても、認知症の人や家族が安心して地域で生活できるように人や地域、制度とのつながりを結ぶことが必要であると考えられる。
			活動内容	専門職講師による講演。参加者同士の交流、茶話会の開催
			効果	地域にいる多くの専門職に協力を得ることができたこと、参加を重ねるうちに、参加者同士の交流も深まり、認知症についての正しい情報を得る機会を作ることができた。
②	絹島荘	スマイル&スマイル講座	取組の背景	一人暮らしで行くところがない。話すこともない。声を出して笑うことがない。という住民の言葉。
			活動内容	①体操・ストレッチ ②学習療法 ③レクリエーション(集団レク・五目ならべ・オセロ・ボードゲームなど) ④季節のクラフト作りやトールペイント ⑤パズルでリハビリ
			効果	地域で暮らす人にとっての交流の場となり楽しみにされている。ここへ来たら声を出して笑える、というご意見もあり、これからも地域の人が集える場を増やしたいと考えている。
③	大寿苑	ぬくもりサロン事業	取組の背景	感染症対策のため動かないことにより、地域内で身体の動きや心の元気さが低下している高齢者が増えているのではないかと。

			活動内容	感染症や災害への対応力強化、精神的なケアによるストレスの軽減、様々な症状の進行を緩やかにするための工作などの創作活動。また、気軽に相談できる場の提供。
			効果	参加者からは、外出の機会があることを喜ぶ声を聞くことができた。また、参加者同士の会話の中から困りごとを把握し、その都度対応することができた。
12	高松市社会福祉協議会	ボランティア参加交流事業「ONE STEP～手と手をあわせて一歩前へ～」	取組の背景	・就労を希望しながらも、なかなか就労に結びつかないケースが増加しており、何か役割を担えるような機会が必要ではないかと考えた。
			活動内容	就労希望ボランティアに対し、声掛けやサポートを行いながら、ボランティアに行ってもらおう。市社協で実施したイベントに運営の協力者として参加してもらった。
			効果	参加者からは、自分のことを知ってもらえたこと、人から感謝されたことがうれしかったとの声があり、達成感を感じることができたようである。
2 地域生活課題解決に向けた仕組みづくり				
(1) 移動支援の仕組みづくり				
①	マリアの園	買い物支援サービス	取組の背景	以下のようなことが地域の中で課題として出ている。 ・一人暮らしや高齢世帯の日々の買い物に困っている。 ・外出機会の減少で閉じこもりがちになっている。 ・体を動かす機会や他者との関わりが少なくなっている。
			活動内容	・各自宅からスーパーまでの送迎をしたうえで、買い物時の付き添い、荷物の上げ下げ、玄関まで持ち運び等のお手伝い。
			効果	参加者からは、車内やスーパーで知り合いに会えて、会話ができて楽しいと交流を喜ぶ声、また、付き添いの職員いることで、安心して買い物を楽しむことができています。今後も継続して取組みたい。
②	絹島荘	買い物支援GOGO	取組の背景	公共交通機関が無く、自家用車以外に移動手段がない山間部の地域住民（特に高齢者）が買い物に不自由しているという課題があった。
			活動内容	各自治会館等最寄りの集合場所から大型スーパー（マルナカ白鳥店・ビッグ寒川点）までの往復の買い物バスを無料で運行。
			効果	参加者からは、自分で手に取って商品を選ぶ楽しみがあり、また、定期的に外出できる機会となった、という感想があった。年間26回実施し、約270名の方に参加いただくことができた。
(2) 生活支援の仕組みづくり				

①	高松市社会福祉協議会	在宅福祉サービス事業	取組の背景	既存の制度や福祉サービスでは対象とならない人や世帯、対応出来ないニーズ等の相談が増加・制度やサービスの「はざま」にある困りごとの把握・住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりが必要であると考えた。
			活動内容	地域の方に協力していただき、在宅で生活している方への掃除、洗濯、買い物、調理などの家事支援、通院・外出時の付き添いなどの支援を実施した。
			効果	協力会員からは、人に関わることができ、生きがいを感じる、働く時間や日にちを調整できるため、自分に合った活動ができるという声がある一方で、対応できないニーズもあり、訪問介護やまるごと福祉相談員等の支援につないでいる。
(3) その他				
①	丸亀市社会福祉協議会	社会資源マップを広め、更に多くの人におもいやりネットワーク事業を知ってもらおう	取組の背景	丸亀市内で、おもいやりネットワーク事業の認知度の低さを改善できないか、また、新たに就任された民生委員・児童委員の方にも配布し、事業を知ってもらうことで、地域の人からの困りごと相談があった際に、紹介してもらい、つながりやすくできないか。
			活動内容	作成したマップを地域住民の手にとってもらうことで、福祉の相談窓口や社会資源を知ってもらい、おもいやりネットワーク事業自体の認知度をあげる。
			効果	新聞やラジオでマップの広報ができたことで、地域の方、福祉関係者からの問い合わせが増え、事業について興味を持てもらうことができた。また、参画法人の担当者と一緒に地区の会合に参加し、事業や参画法人についての説明をする機会を持てた。
3 防災の取組み				
①	絹島荘	地域ぐるみ防災訓練	取組の背景	施設が災害時避難場所になっており、災害時を想定した訓練を周辺地域の人と一緒にいき、非常時にはみんなが協力して動けるように継続して訓練しておく必要があるのではないか。
			活動内容	東かがわ市社協の協力を得、自治会、サービス利用者の方、職員が参加。災害の話を聞いたり、避難所での生活を考えた。また、ハイゼックス調理なども体験することができた。
			効果	取組みを通じて、地域の人と顔なじみの関係ができた。また、東かがわ市社協の協力を得ることで地域ぐるみで取組むという機運が一層高まった。

②	大寿苑	ボランティア 講座 ～楽しく学ぶ 防災講座～	取組の背景	地区としては、土砂災害、水害等災害が想定されが、大規模地震等災害が起こった場合のイメージができていない。施設としても地域の特性を知り、防災意識を高めたり地域と連携強化し、共助できる体制が重要ではないか。
			活動内容	毎月1回、防災に関連する内容の講義や演習を行う。(ハザードマップの見方、家具類の固定の方法、マイ避難計画を考える等)
			効果	防災に対する意識が高まったこと、施設では、危険箇所、備蓄等の確認にもつながり、BCP策定への機会ともなった。

～認知症カフェでの講座の様子～



～買い物支援の様子～



～お弁当支援の様子～

学校に行く前に施設へ立ち寄り、厨房の職員の方から手渡されたお弁当を持って元気に登校！



4 総合相談・支援担当者等の研修の実施(人材育成・福祉教育の推進)

総合相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修やスキルアップ研修をはじめ、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、法人全体の人材育成につなげていく。

また、本事業を通じて社会福祉施設が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心(気づき・学び)につなげ福祉教育を推進する。

(1) 総合相談・支援担当者等研修の開催

① 総合相談・支援担当者養成研修

重層的支援体制構築に向けた県後方支援事業 コミュニティソーシャルワーク研修として開催。

目的	市町における重層的支援体制の整備に取り組むにあたり、社会福祉に関わる一人ひとりがコミュニティソーシャルワークの視点をもつことが必要とされている。それらを踏まえ、県内の事例を基に、コミュニティソーシャルワークの視点や展開プロセス、手法を学ぶことを目的に開催した。
開催日	(前期) 令和4年7月28日～29日 (後期) 令和4年10月12日～13日、令和5年1月18日
場所	香川県社会福祉総合センター
参加者	23人(社会福祉施設職員6人、県市町社協職員14人、その他3人)
内容	<p>【講義①】「地域共生社会政策時代における地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク」</p> <p>【演習①】～事例を基に考える～ (事例提供者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善通寺市地域包括支援センター 係長 森田 宏 氏 ・香川県地域生活定着支援センター センター長 福家 伸次 氏 ・高松第二保育園 保育士 堀 里美 氏 ・香川県社会福祉協議会 地域福祉課 松本 圭世 <p>【演習②】「コミュニティソーシャルワークの視点による個別課題アセスメント」</p> <p>【演習③】「コミュニティソーシャルワークの視点による問題解決方針の立案と援助システムづくり」</p> <p>【演習④】ロールプレイ「ヴァルネラビリティのある人の相談支援」</p> <p>【講義②】「ヴァルネラビリティのある人の特性とアウトリーチの必要性」</p> <p>【演習⑤】コミュニティソーシャルワークの展開と問題解決プログラム開発</p> <p>【演習⑥】「コミュニティソーシャルワークの支援による問題解決方針の立案と援助システムづくり」</p> <p>【演習⑦】「日常生活圏域における支援システムの構築をソーシャルサポートネットワークの形成」</p> <p>【総括講演】 (講師)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本地域福祉研究所 理事長 大橋 謙策 氏 ・香川コミュニティソーシャルワーク実践研究会 代表 越智 和子 氏

② 総合相談・支援担当者連絡会

香川おもいやりネットワーク事業施設・社協担当者等研修会(中讃圏域で実施)

- ・開催日 令和5年3月6日・22日
- ・場所 マルタス(丸亀市市民交流活動センター)多目的ホール2
- ・参加者 延べ30名
- ・講師 社会福祉法人正友会 事務局長 丸畑 望 氏
- ・内容

【1日目】

動画視聴「地域生活課題のとらえ方」

「地域共生社会とは何か」

演習Ⅰ「ニーズの発見とアセスメント」

全体発表・グループ振り返り・1日目のまとめ

【2日目】

演習Ⅱ「地域住民や関係機関との連携」

演習Ⅲ「協働による社会資源の開発」

全体発表、グループ振り返り、グループ内総括、研修のまとめ



③ 令和4年度 香川おもいやりネットワーク事業 全体研修会

- ・開催日 令和4年7月8日
- ・開催方法 オンライン(zoom)で実施
- ・説明「香川おもいやりネットワーク事業の取組みについて」
説明 香川県社会福祉協議会
- ・講演『地域共生社会時代における社会福祉施設、社協の連携による福祉でまちづくり』
講師 公益財団法人テクノエイド協会理事長
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所所長
香川おもいやりネットワーク事業運営委員会アドバイザー
大橋 謙策 氏
- ・参加者 71名

④ 社会福祉連携協働セミナーの開催

- ・開催日：令和5年2月8日
- ・会場：香川県社会福祉総合センター
- ・内容：シンポジウム「地域生活を支える社会福祉法人の取組」
＜シンポジスト＞
 - ・社会福祉法人 池田博愛会 法人本部副部長 岡 千賀子 氏
 - ・社会福祉法人 伯耆の国 理事長 山野 良夫 氏
 - ・社会福祉法人 同愛会 理事長 菊地 月香 氏
＜コーディネーター＞ 大橋 謙策 氏
公益財団法人テクノエイド協会理事長
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所所長
香川おもいやりネットワーク事業運営委員会アドバイザー

- ・参加者：57名（社会福祉施設・社協役職員、民生委員児童委員、県社協賛助会員等）



5 香川おもいやりネット基金の創設

(香川おもいやりネットワーク事業県センター設置)

参画社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費(別表)による、香川おもいやりネット基金を創設し各事業を実施するとともに、総合相談・支援担当者の研修の実施等事業全体をバックアップする香川おもいやりネットワーク事業県センター(事務局)を県社協に設置する。

また、事業全体の取り組みを情報発信して、さらには本事業の取り組みで明らかになった地域の福祉課題等の分析等を行い政策提言につなげていく。

(1)おもいやりネット基金の創設と事業全体の運営について

本事業は、趣旨に賛同する社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費をもって創設する、香川おもいやりネット基金により運営している。

事業の推進・運営については、「香川おもいやりネットワーク事業運営委員会」(尾崎 民子委員長/社会福祉法人祐正福祉会 理事・介護老人保健施設ヌーベルさんがお施設長)を設置し協議している。

① 香川おもいやりネットワーク事業運営委員会の開催

- ・開催日 令和4年6月2日
- ・場 所 香川県社会福祉総合センター、オンライン
- ・協議事項
 - ア 委員長・副委員長の互選について
 - イ 令和3年度の事業実施報告について
 - ウ 今後の取組みについて
 - ・おもいやりネットワーク事業の今後のあり方について
 - ・認定事業実施要綱の一部変更について
 - ・事業広報活動について

② 香川おもいやりネットワーク事業運営委員会正副委員長会の開催

- ・開催日 令和4年12月8日
- ・場 所 香川県社会福祉総合センター
- ・協議事項
 - ア 事業活動について
 - 【県全体】
 - ・香川おもいやりネットワーク事業 広報活動について
 - ・研修事業、人材育成について
 - ・社会福祉法人セミナー(法人連携セミナー)について
 - 【市町圏域】
 - ・移動支援等や権利擁護の取組等施設法人と連携した取組みについて
 - イ 実施体制について

(2) 広報啓発の取組みについて

① 参画法人が実施する広報啓発事業への助成の実施

参画法人施設、社協による当事業の広報啓発の取組みについて、5万円を上限に助成した。

【令和4年度実施状況】

	施設名	内容（実施期日）
1	絹島荘	広報・啓発グッズ作成、配布
2	支援センターウィズ	チラシ印刷、配布
3	ヌーベル木太	イベントにおけるチラシ配布
4	さぬき市社会福祉協議会	さぬき市民文化祭 in 大川にさぬき市内の参画法人で出店。事業やフードバンクの広報・啓発、フードドライブを実施。

② 広報啓発

ア FM香川主催の「防災キャンペーン」へ協賛し、以下の取組み冊子（ぼうさいブック）への広告掲載、ラジオでのCM放送を行った。

イ 広報用ポスターの作成

B2版のポスターを新たに500部作成した。



③ 食でつながるフェスタ開催への協力（県社協、フードバンク香川との共催）

一般社団法人全国食支援活動協力会共催で赤い羽根福祉基金及びアサヒ飲料の助成を受け、子ども食堂等の食を通じた活動に取り組んでいる方・団体やその活動を応援する人・団体がお互いの活動を知り、つながりを広め、深めることを通して、地域づくりを考えることを目的に開催した。また、企業からの寄付金を財源に、「チャレンジ企画」を募集し、食を通じた新たな活動や既に取り組んでいる活動の助成を行った。

- ・ 開催日 令和4年9月9日
- ・ 場 所 香川県立保健医療大学
- ・ 内 容 ア 活動報告～食を通じた活動が起こした地域の変化～
<話題提供者>

- ・まもりん食堂 三谷 美奈子 氏
- ・香川県立三本松高等学校 校長 泉谷 俊郎 氏
- ・善通寺市社会福祉協議会 主事 大藤 千津 氏
- ・香川県農業協同組合 総合企画課 中川 龍郎 氏
- ・高松信用金庫 業務推進部 岡田 勝博 氏

<コーディネーター>

気まぐれ八百屋だんだん 近藤 博子 氏

イ 交流会

- ・ 参加者 118人（子ども食堂等の活動者35人、活動を応援している人52人、活動に興味のある人14人、学生17人）

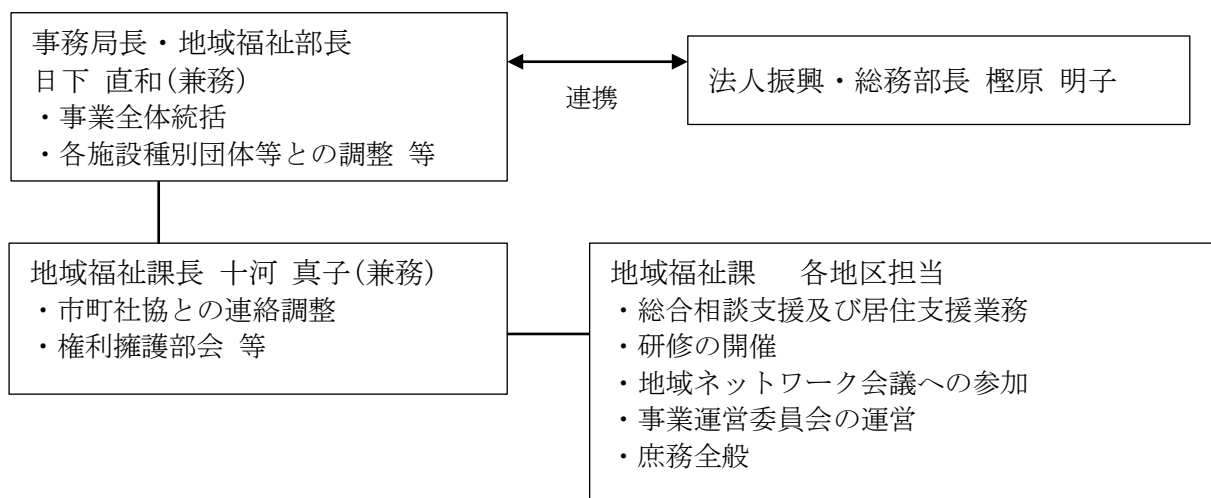
・その他

企業からの寄付金を財源に、「チャレンジ企画」を募集し、食を通じた新たな活動や既に取り組んでいる活動の助成（上限10万円）を行った。

助成団体：三本松地区活性化協議会海月食堂、NPO法人メロディー、メタセコイヤの家、アール・ツウふれあい食堂

(3) 事務局体制(令和4年4月1日現在)

[地域福祉部 所管]



5 香川おもいやりネットワーク事業 決算状況

○ 令和4年度決算

【収入の部】

(単位:円)

科目(内容)	金額	備考
会費収入	15,450,000	①施設法人 14,050,000 ②社協 1,350,000 ③協力会員 50,000
寄付金収入	555,000	
助成金収入	0	
現物給付返還金収入	458,427	
入居債務保証料収入	169,250	
利息収入	401	
雑収入	0	
収入合計(A)	16,633,078	

【支出の部】

(単位:円)

科目(内容)	金額	備考
人件費	3,947,455	正規職員0.1名、嘱託職員1名分
事業費	4,509,608	
現物給付費	2,496,082	
入居債務保証金支出	211,708	
諸謝金	158,500	
旅費交通費	192,630	
消耗器具備品費	158,811	
印刷製本費	170,004	
車輛費	29,697	
通信運搬費	133,409	
会議費	53,493	
広報費	317,850	防災キャンペーン協賛、広報啓発事業費
業務委託費	0	
手数料	660	
保険料	194,560	総合相談支援担当者賠償等保険、ボランティア保険
賃借料	355,764	
租税公課	5,600	
資料図書費	27,210	
雑支出	3,630	
事務費	1,534,090	
事務消耗品費	0	
研修研究費	3,000	研修会参加費
通信運搬費	0	

賃借料	1,475,251	支援システム利用料等
保守料	55,839	
諸会費	0	
助成金支出	1,377,293	
新型コロナ応援助成金支出	0	
おもいやり事業助成金支出	1,047,293	
チャレンジ企画助成金支出	330,000	
長期未払金支出	0	
長期未払金支出	0	
支出合計(B)	11,368,446	
当期資金収支差額(A-B)(C)	5,264,632	
前期末支払資金残高(D)	31,857,974	
当期末支払資金残高(C+D)	37,122,606	

参 考 资 料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助の機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあつて、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題及び生活課題が深刻化している。

社会福祉法人香川県社会福祉協議会は、香川おもいやりネットワーク事業を、このような課題に対応する社会福祉関係者の協働の取組として、さらには、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の社会福祉法人、民生委員・児童委員その他の関係者が協働し、実施する香川おもいやりネットワーク事業(以下「おもいやりネット事業」という。)について、基本的な事項を定め、生活のしづらさを抱えた者を包括的に支援する仕組みをつくり、もって、地域における様々な福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条 おもいやりネット事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)及びおもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人(以下「参加法人」という。)の協働の事業として実施するものとする。

(おもいやりネット事業実施法人の参加等)

第3条 おもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が別に定める入会申込書を提出するものとする。

2 参加法人は、おもいやりネット事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

3 参加法人は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(実施事業)

第4条 県社協及び参加法人は、地域のネットワークを構築する事業として、次に掲げるものを実施する。

(1) 地域のネットワーク体制づくり

ア 地域ネットワーク会議(仮称)の開催(おもいやりネット事業の関係者によ

- る連携・協働(情報交換)の場づくり等)
- イ 地域の社会資源の活用や新しいサービスの開発の検討
- ウ 地域の居場所づくりの推進(世代や分野を超えた居場所づくり等)
- エ 地域の権利擁護の推進(成年後見制度の利用促進、地域の見守り支援体制の強化等)
- (2) 総合相談及び支援
 - ア 地域の福祉課題及び生活課題の把握並びに総合的な生活相談及び支援の取組
 - イ 地域トータルサポート会議(仮称)(個別支援調整会議)の開催
- (3) 地域の人材育成及び福祉教育の推進(専門職、住民の学びの場づくり等)
- 2 県社協は、おもいやりネット事業県センターを設置して行う事業として、次に掲げるものを実施する。
 - (1) 前項各号に掲げるものの実施に対する支援
 - ア 参加法人の担当者(総合相談・支援事業の担当者)に対する研修(コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修、スキルアップ研修等)の開催等人材育成に関すること。
 - イ 新しいサービス開発のためのテーマ別検討会議の開催
 - (2) 権利擁護・成年後見支援センターの機能強化
 - (3) おもいやりネット事業に係る取組の情報発信及び政策提言
 - (4) おもいやりネット事業の事務局の運営
 - (5) その他おもいやりネット事業推進のために必要な事業
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な運営要領は、別に定める。

(おもいやりネット基金の設置等)

- 第5条 おもいやりネット事業を実施するため、県社協におもいやりネット基金(以下「基金」という。)を設置する。
- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの年会費、寄附金等をもって充てる。
 - 3 社会福祉法人からの年会費については、別表のとおりとする。
 - 4 おもいやりネット事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。
 - 5 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

(おもいやりネット事業運営委員会の設置等)

- 第6条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、香川県社会福祉協議会定款第20条第3項に基づき、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会(以下「事業運営委員会」という。)を設置する。
- 2 事業運営委員会は15名以内の委員で構成し、社会福祉法人の役職員、民生委員・児童委員、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、会長が委嘱する。

- 3 事業運営委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 事業運営委員会は、おもいやりネット事業の検討及び検証並びに第4条第3項の運営要領の検討を行う。
- 9 事業運営委員会は、第4条第1項各号に掲げる事業の取組についての協議を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 10 事業運営委員会に、おもいやりネット事業の推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 11 アドバイザーは、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 12 アドバイザーは、事業運営委員会に出席し、助言及び提言を行うものとする。

(個人情報)

第7条 おもいやりネット事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるととともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、おもいやりネット事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この要綱に基づいて最初に任命された事業運営委員会の委員の任期は、第6条第6項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

〔別表〕

香川おもいやりネットワーク事業 会費

種 別			年 額(円)
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム	200,000
		介護老人保健施設	200,000
	介護保険以外	養護老人ホーム	100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス	100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設	200,000
	通所	障害福祉サービス事業所	50,000
児童福祉施設	入所 (措置)	児童養護施設	100,000
		児童心理治療施設	100,000
		乳児院	100,000
	通所	保育所	50,000
生活保護施設	入所 (措置)	救護施設	100,000
社協		県・市社会福祉協議会	100,000
		町社会福祉協議会	50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区 分		年 額(円)
協力会員	個人	1口 10,000(1口以上)
	法人・団体	1口 10,000(5口以上)

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿
(令和5年3月31日現在)

(敬称略)

職名	氏名	所属法人・施設・団体名及び役職	種別
委員長	尾崎 民子	社会福祉法人祐正福祉会 理事 介護老人保健施設ヌーベルさんがわ 施設長	老人・障害
委員	忽那 ゆみ代	社会福祉法人いずみ保育園 理事長 いずみこども園 施設長	保育等
委員	小松 秀和	社会福祉法人鞆足津福祉会 副理事長	老人・障害
委員	毛利 公一	社会福祉法人ラーフ 理事長	障害
委員	森田 浩之	社会福祉法人長尾福祉会 理事長	老人・障害 保育
委員	守家 敬子	社会福祉法人萬象園 理事長 救護施設萬象園 施設長	救護
委員	荻田 淳	社会福祉法人観音寺ふたば福祉会 理事長 観音寺ふたば保育園 施設長	保育
委員	川西 剛	社会福祉法人 サンシャイン会 軽費老人ホームシーサイドサンシャイン 施設長	老人
委員	田中 克幸	高松市社会福祉協議会 常務理事・事務局長	地域
副委員長	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 会長	地域
委員	村井 美保	善通寺市社会福祉協議会 事務局長	地域
委員	土岐 敦史	香川県社会福祉協議会 常務理事	事務局
副委員長	前田 昭文	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 会長	民生委員
委員	堀口 容子	直島町民生委員児童委員協議会 会長	民生委員
アドバイザー	大橋 謙策	公益財団法人テクノエイド協会 理事長 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所理事長	学識経験

おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程

(目的)

第1条 香川おもいやりネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第9項の規定に基づき、要綱第4条第1項2号に規定する総合相談及び支援の具体的な方策等について協議するため、香川おもいやりネットワーク事業総合相談及び支援に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(主な協議事項)

第2条 この小委員会における主な協議事項は次のとおりとする。

- (1) 総合生活相談・支援の進め方と他機関・団体との連携方策
- (2) 経済的援助(現物給付)の方策
- (3) 相談・支援担当者の研修の進め方
- (4) 地域トータルサポート会議の進め方
- (5) その他、本小委員会の目的を達成するために必要な事項

(小委員会の構成)

第3条 この小委員会は8名以内の委員で構成し、小委員会を招集し会務を統括するため委員の互選により委員長を置く。

2 委員長の指名により、副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員の任期は小委員会の目的達成により終了するものとする。

4 委員長は小委員会の協議内容について、要綱第6条に規定する香川おもいやりネットワーク事業運営委員会委員長に随時報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 委員はこの小委員会において知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。また、委員の任を退いた後も同様とする。

(その他)

第5条 小委員会の庶務は、香川県社会福祉協議会地域福祉課において行う。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。

この規程に基づく最初に委嘱された小委員会委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

香川おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿
(令和5年3月31日現在)

(敬称略)

職名	氏名	所属法人・施設・団体名及び役職
副委員長	守家 敬子	社会福祉法人萬象園 理事長 救護施設萬象園 施設長
委員	黒川 眞由美	社会福祉法人 大寿庵 特別養護老人ホーム 大寿苑 施設長
委員	川村 圭	高松市障がい者基幹相談支援センター 副センター長
委員長	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 会長

香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業(以下「おもいやりネット相談支援事業」という。)とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)及び要綱第3条で規定する参加法人(以下「参加法人」という。)が、連携・協働で取り組むものとする。

2 おもいやりネット相談支援事業実施に当たっては、各市町内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(事業の位置づけ)

第4条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号に定められた第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各参加法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と規定する。

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1)総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者(生活のしづらさを抱える方)に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用するとともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2)地域トータルサポート会議の開催

要支援者のアセスメント等に基づき、個別の課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する地域トータルサポート

会議を、各市町ごとに各参加法人が協働して開催する。

- 2 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たっては、要綱第4条第1号及び第3号に規定する各事業(地域のネットワーク体制づくり、地域の人材育成及び福祉教育の推進)と連携し効果的に取り組むものとする。

(相談・支援担当者の配置)

第6条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からおもいやりネット相談支援事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者(以下「相談等担当者」という。)を配置する。

- 2 相談等担当者は、要綱第4条の第2項に規定する香川おもいやりネットワーク事業県センター(以下「県センター」という。)が実施するコミュニティソーシャルワークに関する養成研修を、原則受講するものとする。
- 3 配置した相談等担当者に変更がある場合は、参加法人は県センターに報告する。

(相談・支援担当者の役割)

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

- 2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携(多職種と連携)し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

(経済的援助の対象者)

第8条 おもいやりネット相談支援事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の(1)から(5)に掲げる者を含む世帯とする。

なお、支払いは要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。

- (1) 生計困難により食材費の負担が困難な方
 - (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
 - (3) 生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
 - (4) 生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
 - (5) 上記に類似する方
- 2 前項の規定にかかわらず、次の(1)から(7)に掲げる場合は対象としない。
 - (1) 施設に入所している場合
 - (2) 生活保護を受給している場合
 - (3) 介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
 - (4) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合

- (5) おもいやりネット相談支援事業の相談支援を受諾しない場合
- (6) 現金給付を求めたり現物給付のみを求める場合
- (7) 上記に類似する場合

3 経済的援助は原則として給付とする、ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を受け入れることとする。

(経済的援助による支援内容の決定)

第9条 現物給付による生活支援内容について、要支援者への相談等を重ねる中で、市町内の相談等担当者が協議し、関係機関と協議を行ったうえで、各参加法人の施設長及び市町社会福祉協議会事務局長が協議のうえ、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第10条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とする。これを超える額の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、要綱第6条に規定するおもいやりネット事業運営委員会(以下「事業運営委員会」という。)に報告する。

(経済的援助による支援期間)

第11条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、事業運営委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第12条 おもいやりネット相談支援事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条に規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項第1号及び第3号に定める地域のネットワーク体制づくり並びに地域の人材育成及び福祉教育の推進に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業(以下「おもいやりネット地域体制づくり事業」という。)とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット地域体制づくり事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)及び要綱第3条で規定する参加法人(以下「参加法人」という。)が、連携・協働で取り組むものとする。

2 事業の実施の際に、地域内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(実施事業の内容)

第4条 おもいやりネット地域体制づくり事業では、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 地域のネットワーク体制づくり(地域ネットワーク会議の開催)

各市町社会福祉協議会(以下「市町社協」という。)が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の、連携・協働の場づくりである地域ネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくる。

(2) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

地域ネットワーク会議の開催に当たり、参加法人は協働して地域の福祉課題・生活課題の把握に努めるとともに、社会資源のリストづくり(地域の相談窓口、社会福祉施設や市町社協が提供できる資源等のリストづくり等)を行い、さらには地域にない必要な資源やサービスを研究・開発し、個別の支援やさらには地域の新しい仕組みづくりにつなげていく。

また、地域の居場所づくり(世代や分野を超えた居場所づくり)や、地域の権利擁護(成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等)の推進に取り組む。

(3) 相談・支援担当者等の研修の実施(人材育成・福祉教育の推進)

要綱第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援における、相談・支援担当者とのコミュニティソーシャルワーク実践に関する研修やスキルアップ研修、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、参加法人の人材育成につなげる。

また、おもいやりネット地域体制づくり事業を通じて社会福祉施設や市町社

協が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心(気づき・学び)につなげ福祉教育を推進する。

- 2 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たっては、要綱第4条第1項第2号に規定する事業(総合相談及び支援)と連携し効果的に取り組むものとする。

(個人情報保護)

第5条 おもいやりネット地域体制づくり事業において、参加法人及び関係者は要支援者等に関する個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第6条 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条で規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク事業認定事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川おもいやりネットワーク事業（以下、「香川おもいやりネット」という。）における、「香川おもいやりネット認定事業」（以下、「認定事業」という。）の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

認定事業は、地域の様々な福祉ニーズに対応するため、会員である社会福祉施設及び市町社会福祉協議会（以下「会員施設等」という。）が協議をしながら、市町（地域）ごとに創意工夫して、地域の福祉課題・生活課題等に対応するサービス・仕組みを開発・実施する事業に、地域の住民の参画や協力を得て取り組むものとする。

3 実施主体（助成対象団体）

認定事業の実施主体は会員施設等とする。

4 活動の支援等

香川おもいやりネット県センター（以下「県センター」という。）は、認定事業の立ち上げ等にかかる経費の助成及び運営への支援・協力を行う。

- (1) 会員施設等が単独で実施する場合、助成限度額は、1事業あたり1か年度10万円（運営費支援）で1か年度を限度とする。
- (2) 複数の会員施設等が連携して実施する場合、助成限度額は、1事業あたり1か年度20万円（運営費支援）で1か年度を限度とする。
- (3) (1) (2) のいずれの事業も、1か年度の間、1施設で3事業以上の助成を受けることはできない（既に認定事業の指定を受けている事業は除く）。
- (4) 助成事業実施に伴う賠償責任等の保険加入費用については、県センターで負担する。
- (5) 県センターは必要に応じ、運営への支援や連絡会、研修会等を実施する。

5 実施の申請

単独で認定事業を実施しようとする会員施設等又は複数の会員施設等で連携して認定事業を実施しようとする場合、その代表の事業実施会員施設等（以下「代表会員施設等」という。）は、「事業実施企画書」（様式認1）を作成し、別に定める期日までに県センターに提出しなければならない。

6 実施の決定及び助成金の交付

- (1) 県センターは「事業実施企画書」を受領し、事業の認定を行い、事業運営委員会で報告を行う。また、事業の認定について、代表会員施設等に通知するものとする。
- (2) 県センターは、代表会員施設等からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

7 実施の条件

代表会員施設等は、認定事業の実施にあたり、関係機関・団体及び県センターと連携を図り、また、参加者の安全への十分な配慮を行い実施するものとする。

8 実績報告

代表会員施設等は、翌年度4月10日までに、県センターに、「実施報告書」（様式認2）を提出しなければならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、認定事業の実施及び助成に関して、必要な事項及びこの要領により難しい場合は、香川おもいやりネット運営委員会委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、適用は平成31年4月1日からとする。

附則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、改正後の第4項（1）及び第8項は、令和2年4月1日からとする。



令和5年9月5日発行

香川おもいやりネットワーク事業 県センター
社会福祉法人香川県社会福祉協議会(事務局：地域福祉部)
〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター
TEL 087-861-0546/087-861-5611 FAX 087-861-2664
E-mail omoiyari@kagawaken-shakyo.or.jp